

事業主のみなさま。「労働保険」の加入手続きはお済みですか？

【労働保険とは】

労災保険と雇用保険の総称で、
1人でも労働者を雇用する
事業主は加入する義務がある
国の保険制度である。

※農林水産の一部の事業を除く



入ってないと
どうなるん？



ええっ！
入ってへんの？
労働保険！

労災保険の
休業補償や療養給付が
あります。

治療費とか
お給料とかも
心配…。



う〜ん…
職場に迷惑かける
ことになるし



もし
通勤途中や仕事中に
事故にあつて
怪我で働けなく
なったらどうする？

加入する義務があるんです！

働く労働者のもしものために
事業主は**労働保険**に

まだ未加入の事業主さま、必ず手続きしてくださいね！

雇用保険の
失業等給付が
あります。

見つかるまでの
生活費が心配…。



う〜ん…
次の仕事が



もし
家庭の事情で
仕事を辞めないとい
けなくなったら
どうする？

退職願

※各種給付を受けるためには受給要件を満たす必要があります



社長さん
店長さん
オーナーさん
ありがとうございます！

頑張って働きますわ！

安心して
働けるって
素敵やん！

厚生労働省
大阪労働局

大阪労働局 労働保険



労働保険の手続きについて詳しくは
大阪労働局のホームページ（右のQRコードから）
または労働基準監督署・ハローワークへお問合せください。
※各種手続き等の事務処理については、労働保険事務組合や社会保険労務士に委託することもできます。



労働保険の手続きは
ネットからどこでも
24時間手続き可能な
電子申請が便利です！



大阪労働局ホームページ

お問合せ

大阪労働局 労働保険適用・事務組合課 06-4790-6340 | 雇用保険課 06-4790-6320

大阪労働局から**事業主の皆様**へお知らせです！

仕事中にケガをして
入院することに...
治療費やお給料は
どうなるの？



「**労災保険**」の
休業補償等があります。

家庭の事情で
転職することに...
就職活動中の**生活費**
はどうしよう？



「**雇用保険**」の
失業等給付があります。

※各種給付を受けるためには受給要件を満たす必要があります。
※労働保険について、詳しくは大阪労働局ホームページ
または、お近くの労働基準監督署・ハローワークまで。

大阪労働局 労働保険



労働保険の手続きはネットからいつでもどこでも
手続き可能な「電子申請」がオススメです！

厚生労働省

お問い合わせ

労働保険適用・事務組合課 06-4790-6340
雇用保険課 06-4790-6320

大阪労働局

入っていますか？
労働保険

一人でも労働者を雇用する
事業主は労働保険に
加入する義務があります！